

一般社団法人ワールドスケートジャパン 競技委員会規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款第 1 4 章 第 6 2 条によりこの委員会を設ける。
- 第 2 条 この委員会は、スピード委員会、アーティスティック委員会、リンクホッケー委員会、インラインホッケー委員会、ローラーフリースタイル委員会、ローラーアルペン・ダウンヒル委員会、ローラーダービー委員会、スケートボード委員会、インラインフリースタイル委員会という。

第 2 章 構 成

- 第 3 条 この委員会は、スピード、アーティスティック、リンクホッケー、インラインホッケー、ローラーフリースタイル（スクーター）、ローラーアルペン・ダウンヒル、ローラーダービー、スケートボード、インラインフリースタイルの各部門の競技委員により構成される。
- 第 4 条 この委員会は、年 1 回の全国委員会を開催する他、必要に応じて開催する。

第 3 章 審議事項

- 第 5 条 この委員会で審議される事項は下記の競技上の専門事項を処理し、執行理事会の承認を得るものとする。
- 2 競技規則等の制定に関する事
 - 3 競技技術の研究と指導に関する事
 - 4 競技者の育成と強化に関する事
 - 5 競技会に於ける競技役員、審判構成、並びに審判員の資格審査に関する事
 - 6 代表選手の選考及び国際大会等への派遣に関する事

第 4 章 委員の資格

- 第 6 条 委員会の資格は、次のとおりとする。
- 2 本連盟の競技者として 3 ケ年以上の経歴
 - 3 競技役員として 2 ケ年以上の経歴
 - 4 特別役員（通訳等）として 2 ケ年以上の経歴

第 5 章 委員会

第 7 条 この委員会に、次の委員を置く。

- 2 委員長 1名
- 3 副委員長 1名
- 4 委員 理事会が選任する。

第 8 条 委員長は、理事の中から会長が委嘱する。

- 2 委員は、本連盟正会員の中から推薦し、理事会に諮って会長が委嘱する。
- 3 委員会は、委員長が招集し議長となる。
- 4 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第 6 章 任 期

第 9 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 7 章 審 判 部

第 10 条 この委員会に、審判部を置く。

- 2 審判員資格取得者により構成する。

第 8 章 審判員資格

第 11 条 審判員の資格は、次のとおりとする。

- 2 国際審判員 本連盟推薦で国際連盟試験合格者
- 3 A級審判員 本委員会B級資格取得後3年以上経過しA級試験合格者
- 4 B級審判員 本委員会試験合格者
- 5 C級審判員 本委員会試験合格者

第 9 章 任 務

第 12 条 審判員の任務は、次のとおりとする。

- 2 本連盟が主催する競技会の審判、国際審判員及びA級審判員を3名以上
- 3 本連盟が後援する競技会の審判、A級審判員及びB級審判員を3名以上

第 10 章 解 任

- 第 13 条 委員は、特別の理由がない限り委員会に諮り、委員長が解任する事が出来る。
- 2 競技会での役員及び審判員の任務を 1 年以上放棄したとき
 - 3 役員会費を 1 年以上未納のとき

第 11 章 本規程の変更

- 第 14 条 本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更する事が出来る。

付 則

1. この規程は昭和 57 年 7 月 4 日から施行する。
1. この規程は平成 8 年 4 月 1 日之を改正実施する。
1. この規程は平成 13 年 4 月 1 日之を改正実施する。
1. この規程は平成 18 年 4 月 1 日之を改正実施する。
1. この規程は平成 23 年 5 月 14 日之を改正実施する。
1. この規程は平成 27 年 5 月 14 日之を改正実施する。
1. この規程は平成 30 年 5 月 12 日之を改正実施する。
1. 子の規程は令和元年 9 月 1 日之を改正実施する。